



### 消防団員11名が 消防防災功労者表彰を受賞

3月28日(月)、綾瀬市文化会館で、平成16年度神奈川県消防功労者表彰式が行われ、永年にわたり消防活動に貢献され、地域の防火、防災、住民の生命・財産を守るために尽力された次の方々が表彰されました。  
〔順不同敬称略〕

- 消防庁長官表彰**  
 永年勤続功労章  
 勝保公好(仙石原)
- 神奈川県知事表彰**  
 永年勤続30年優良表彰  
 立木正(元箱根)、沖山健一(湯本)、植田誠(仙石原)、佐須英行(湯本)
- 日本消防協会長表彰**  
 精績章 立木正(元箱根)  
 勲績章 立木正(元箱根)、沖山

### マーチングバンド箱根21と箱根小学校を褒賞

3月30日(水)、役場において、町褒賞及び表彰基金条例に基づき観光・教育などに功績のあった2団体を褒賞しました。褒賞を受けた団体は、次のとおりです。(敬称略)  
 マーチングバンド箱根21  
 町の各種伝統行事などに数多く参加し、教育・文化の振興に

尽力された功績  
 箱根小学校  
 箱根を訪れる外国人観光客のために「手作り英語マップ」の作成や観光案内を行うなど国際観光振興に尽力された功績

### 防犯功労で県警本部 部長褒賞を受賞

小田原地方防犯協会箱根支部仙石原分會(会長・窪澤吉幸仙石原地域自治会連合会長)が永年にわたる地域の防犯パトロールなどの防犯活動を通して、安全・安心のまちづくりの推進に尽力された功績により防犯功労団体褒賞を受けました。

## 日程決まる!

～町議会議員選挙～

9月29日任期満了に伴う箱根町議会議員選挙を次のとおり執行します。

なお、今回の選挙から、議員定数が現在の18人から16人になります。

告示日 9月13日(火)

投票日 9月18日(日)

照会先 町選挙管理委員会  
☎5-7111(内線337)

### 住所異動の届出時などに 本人確認を行います

5月2日(月)から、住民票の異動(転入・転出・転居など)届け出や、住民票・戸籍などの請求の際に、窓口に来た方の本人確認を行います。

これは、町民の皆さんの「戸籍」や「住民基本台帳」に関する個人情報の一層の保護と、本人になりました第三者による不正な届け出を未然に防止するために実施するものです。

届け出などの際には、運転免許証・パスポート・健康保険証など、本人であることが確認できる書面を持参してください。

なお、これらをお持ちでない方には、窓口で本人確認に必要な事項の質問や調査を行います。

照会先 町民課 ☎5-9564



### 姉妹都市 カナダ・ジャスパー町 派遣学生を募集!

箱根町国際交流協会では、姉妹都市カナダ・ジャスパー町へ派遣する学生を募集します。カナディアンロッキーの大自然の中で、ジャスパーの皆さんと友情を深め、国際感覚を身につけませんか。

- 募集人員** 2人
- 派遣期間** 8月上旬から中旬の3週間
- 募集期間** 5月6日(金)～31日(火)
- 応募資格** 本人が保護者が町内に在住し、派遣後、町の青少年活動や国際親善事業に積極的に協力できる大学生、短期大学生、専門学校生および高校生で、  
 ・社交性に富み一般教養を身に付けた方  
 ・心身ともに健康な方  
 ・ジャスパー滞在中はホームス

- テイとなるため、受け入れ家庭の手伝いができる方
- ・ジャスパーから本町へ派遣される交換学生の受け入れができる方(翌年の受け入れとなります)
- 提出書類** 申込書、在学証明書、健康診断書、写真3枚(縦長3×4センチ、上半身正面、3か月以内に撮影したもの)、作文(題名「応募の動機」400字詰原稿用紙3枚程度)
- 選考方法** 筆記試験(一般常識

- 程度)面接(簡単な英会話含む)
- 選考試験日** 6月中旬(予定)
- 費用** 全額を町国際交流協会が負担します。ただし、個人的経費は除きます。
- 申込方法** 町国際交流協会事務局または出張所にある申込書に必要書類を添えて、町国際交流協会事務局に提出してください。(郵送可)
- 申込・照会先** 箱根町国際交流協会事務局〒250-0398  
 箱根町湯本256 箱根町観光振興課内 ☎5-7410



### 災害時にはタッグを組んで!

「災害時等の相互応援に関する協定」を締結

4月6日(水)、静岡県御殿場市役所で、箱根町と御殿場市が、「災害時等の相互応援に関する協定」を締結しました。これは、町民の日常生活において関係の深い両市町が、東海地震や神奈川県西部地震、また富士山、箱根火山の災害など防災面で共通の課題を抱えていることから、防災基盤の強化のため行ったものです。



山口町長と長田御殿場市長ががっちり握手

受け入れなどで協力していくことを定めています。今後は、共同訓練などを検討し、さらに安全・安心のまちづくりを進めていきます。  
 照会先 防災課 ☎5-9562



夜間・休日も!  
コンビニで税金の支払いができます

バーコードのある次の納付書について、納付書裏面記載のコンビニエンスストアで、夜間・休日も納税ができます。  
**対象税目**  
 町県民税(普通徴収分)  
 固定資産税  
 ただし、対象税目であっても3月以前に発行された納付書については、取り扱うことができません。  
 なお、バーコードのない納付書は、コンビニエンスストアで取り扱うことができませんのでご注意ください。  
 照会先 収納課 ☎5-9573

### 6月1日は人権擁護委員の日



人権擁護委員は、地域の中で人権侵害が起きないように見守り、もし、人権が侵された人がいた場合は、相談相手になり、適切な処理で救済をはかります。また、正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の啓発にも努めています。

『全国一斉特設人権相談』  
 日時 6月1日(水) 10時～16時  
 場所 役場分庁舎 4階第5会議室  
 名譽き損、プライバシーの侵害、家庭内や隣近所のもめごと、児童・生徒のいじめ、体罰の問題など、お気軽に相談ください。  
 照会先 町民課 ☎5-9564

### 老後のための40年!

～国民年金は20歳から60歳になるまで加入～

国民年金には、国籍、職業を問わず、日本に住む20歳から60歳になるまでの人は全員が加入することになっています。

国民年金被保険者は3種類

- 第1号被保険者 農業・自営業者・学生・無職の人など
- 第2号被保険者 会社員および公務員
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

就職・退職・結婚などにより被保険者の種別が変わった場合は、その都度届出が必要となります。

外国籍の方も国民年金の加入が必要です。なお、滞在期間が短い場合、年金に結びつかない方は、6か月以上保険料を納めた場合、帰国後2年以内に請求を行うことにより脱退一時金が受けられます。

照会先 町民課 ☎5-9564